

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

名寄市及び士別市（以下「甲」という。）と下川町（以下「乙」という。）は、平成23年9月30日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結し、平成29年4月1日から適用する。

原協定別表第1中1 医療の表及び2 福祉の表を次のように改める。

1 医療

救急医療の維持・確保	取組の内容	夜間及び休日等における救急患者に対応するため、救急医療体制の維持・確保を図るとともに、圏域住民へ救急医療知識の普及啓発を行う。
	甲の役割	名寄市立総合病院及び士別市立病院における第2次救急医療体制の維持・確保を図るとともに、（社）上川北部医師会に委託して、初期救急医療の体制確保と圏域住民への救急医療啓発を行う。
	乙の役割	甲が行う第2次救急医療体制の維持・確保及び（社）上川北部医師会への委託について、必要な協力と応分の経費を負担する。
圏域医療体制の充実	取組の内容	圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域医療体制の充実を図る。また、医療人材の育成・確保を推進する。
	甲の役割	圏域医療における役割分担のもとに、甲の地域における医療体制の充実を図るとともに、乙への医師等の派遣、医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。また、医療人材の育成・確保につながる研修・講演会などを開催するために、拠点施設となる名寄市立総合病院や

		名寄市立大学等の施設整備を行う。
	乙の役割	圏域医療における役割分担のもとに、乙の地域における医療体制の充実を図るとともに、甲と連携し医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。また、名寄市立総合病院、名寄市立大学等と連携し、実習の受入及び研修会への参加等人材の育成・確保に協力する。

2 福祉

審査会業務の連携	取組の内容	人材確保による業務の安定化と効率化を図るため、介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の共同設置・共同運営を推進する。
	甲の役割	乙と共同で設置する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の事務局として、当該審査会の運営を行う。
	乙の役割	甲と共同で設置・運営する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会に関して、必要な協力と応分の経費を負担する。
福祉体制の充実	取組の内容	圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域福祉体制の充実を図る。また、障がい者（児）の自立と社会参加を促進するため、療育施設及び地域活動支援センターの広域利用を推進する。さらに、福祉人材の育成・確保を推進する。
	甲の役割	名寄市こども発達支援センター及び士別市こども通園センターを運営するとともに、乙と連携して地域活動支援センターの広域利用を推進する。また、福祉人材の育成・確保につながる研修・講演会などを開催するために、拠点施設となる

		福祉施設、名寄市立大学等の施設整備を行う。
	乙の役割	甲が設置する名寄市こども発達支援センター及び士別市こども通園センターの運営に必要な協力と応分の経費を負担するとともに、甲と連携して地域活動支援センターの広域利用を推進する。また、福祉施設、名寄市立大学等と連携し、実習の受入及び研修会への参加等人材の育成・確保に協力する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年12月28日

甲 名寄市大通南1丁目1番地
名寄市
名寄市長 加藤 剛 士

士別市東6条4丁目1番地
士別市
士別市長 牧野 勇 司

乙 上川郡下川町幸町63番地
下川町
下川町長 谷 一 之